住民票を新居に移す前(入居予定)に住宅用家屋証明を申請する場合に必要な書類

必要書類			
申立書		原本を提出	下記が記載されたもの ①所有者の住所・氏名 ②家屋の登記簿上の所在地・家屋番号 ③家屋の住居表示 ④入居予定年月日 ⑤現住家屋の処分方法 ⑥入居が登記の後になる理由
4点のうちいずれか	・現住の家屋が「賃貸」「社宅」 「公宅」等の場合	原本又は写しを提示	「賃貸借契約書」 「使用許可証又は家主の証明書等」 「登記簿など現住家屋が申請者の所有家屋で はないことを証する書類」等 (いずれか1つ)
	・現住の家屋(持家)を売却する 場合		「売買契約書」 「不動産仲介業者等との媒介契約書」等 (いずれか1つ)
	・現住の家屋(持家)を賃貸する 場合		「賃貸借契約書」 「不動産仲介業者等との媒介契約書」等 (いずれか1つ)
	・現住の家屋(持家)に親族等が 住む場合		親族等からの申立書

注意事項

※ 申立日から入居日までの期間は1年以内に限られます。

住民票の異動がされないまま申立日から1年を超えた場合には、所轄の登記所へ住宅用家屋証明の取り消しを通知しています。この場合、登録免許税の追加徴収を受けることがあります。